

学校いじめ防止基本方針

西条市立河北中学校

はじめに

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

本基本方針は、生徒の尊厳を保持する目的の下、河北中学校が、西条市教育委員会や地域住民、家庭、その他の関係者と連携して、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処）のための対策を組織的かつ効果的に推進するために策定するものである。

1 いじめ防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

(1) いじめ防止等の対策に関する基本理念

いじめは、全ての生徒に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての生徒が安心して河北中学校での生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行わなければならない。

また、全ての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、生徒が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、河北中学校が、西条市教育委員会、地域住民、家庭その他の関係者と連携して、いじめの問題を克服することを目指して行わなければならない。

(2) いじめの防止等のための組織

ア 河北中学校は、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、校長、教頭、教務主任、各学年主任、生徒指導主事、養護教諭その他関係者により構成される「学校いじめ対策組織」（以下「いじめ防止対策委員会」と記載）を置くものとする。

イ 河北中学校は、重大事態に対処し、及び当該重大事態と同種の発生防止に資するため、速やかに学校に「いじめ調査委員会」を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。

「いじめ調査委員会」は「いじめ防止対策委員会」を母体とし、これに必要なメンバーを加えたものとする。

(3) いじめの定義

いじめ防止対策推進法

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた生徒の立場に立つことが必要である。

この際、いじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」と要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。例えば、いじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。

ただし、このことは、いじめられた生徒の主観を確認する際に、行為の起こったときのいじめられた生徒本人や周辺の状況等を客観的に確認することを排除するものではない。

なお、いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、「いじめ防止対策委員会」を活用して行う。

「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の生徒や塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。

また、「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

なお、例えばインターネット上で悪口を書かれた生徒がいたが、当該生徒がそのことを知らずにいるような場合など、行為の対象となる生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った生徒に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要である。

加えて、いじめられた生徒の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。例えば、好意から行った行為が、意図せずに相手側の生徒に心身の苦痛を感じてしまったような場合、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し、教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案を「いじめ防止対策委員会」へ情報共有することは必要となる。

具体的ないじめの様態は、以下のようなものがある。

- ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、蹴られたりする。
- ・ひどくぶつかられたり、たたかれたり、蹴られたりする。
- ・金品をたかられる。
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。

これら「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

（４）いじめの理解

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起こりうるものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの生徒が入れ替わり、被害も加害も経験する。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせる。

国立教育政策研究所によるいじめ追跡調査の結果によれば、暴力を伴わないいじめ(仲間はずれ・無視・陰口)について、小学校4年生から中学校3年生までの6年間で、被害経験を全くもたなかった生徒は1割程度、加害経験を全くもたなかった生徒も1割程度であり、多くの児童生徒が入れ替わり被害や加害を経験している。

加えて、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の構造上の問題(例えば無秩序性や閉鎖性)、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成されるようにすることが必要である。

2 いじめ防止等のための対策に関する事項

(1) 学級経営の充実

- ・ 生徒に対する受容的、共感的態度により、生徒一人一人のよさが発揮され、互いに認め合う学級をつくる。
- ・ 生徒の自発的・自治的活動を保障し、規律と活気のある学級集団をつくる。

(2) 人権・同和教育の充実

- ・ いじめは、相手の「基本的人権を脅かす行為であり、人間として決して許されるものではない」ことを、生徒に理解させる。
- ・ 生徒が人を思いやることができるよう、人権教育基盤である生命尊重の精神や人権感覚を育むとともに、人権意識の高揚を図る。

(3) 道徳教育の充実

- ・ 自他の生命・人権を大切にする指導の充実を図る。
- ・ 道徳の授業により、「いじめをしない」「いじめを許さない」という人間性を育て、未発達な考えや道徳的判断力の低さから起こるいじめを未然に防止する。
- ・ 生徒の実態に合わせて、題材や資料の内容を十分に検討し、道徳の授業を行う。
- ・ 人権・同和教育と関連した道徳的実践力を育成する。

(4) 体験活動の充実

- ・ 生徒が、他者や社会、自然と直接に関わる中で、自己と向き合い、生命に対する畏敬の念や感動する心、共に生きることの大切さに気付く。
- ・ 福祉体験やボランティア活動、社会参加体験学習等、発達段階に応じた体験学習を体系的に展開し、教育活動に取り入れる。

(5) 生徒の主体的な活動

- ・ 生徒がいじめ問題を自分の問題として受け止め、自分にできることを主体的に考えて行動できるような働き掛けを行う。
- ・ 生徒がいじめ問題への取組について、その意義を理解し、主体的に参加できるよう支援を行う。

(6) 分かる授業づくり

- ・ 指導方法の振り返りや授業参観、教材研究を積極的に行い、授業改善に取り組む。
- ・ 授業では小集団活動などの学びあいを実践し、ICT機器を効果的に活用して全ての生徒が学習における自己有用感を高め、達成感や充実感を得ることで、集団への帰属意識を高める。

(7) 特別活動の充実

- ・ 生徒会が中心となり、いじめの防止・解決を図る取組を自発的に行えるよう支援する。
- ・ 学級活動等で、自己肯定感や自己有用感を育成する。

(8) 相談活動の整備

- ・ 教育相談アンケートを実施し、全ての生徒を対象とした相談活動を実施する。
- ・ 生徒の相談窓口は主として学級担任であるが、養護教諭やハートなんでも相談員など教職員の誰にでも相談できることを周知する。

(9) インターネット等を通じて行われるいじめに対する対策

- ・ 携帯電話等の使用について、保護者・生徒・教職員を対象として情報モラルに関する講話等の啓発活動を実施する。
- ・ 生徒の日常の会話等に注意し、アンテナを高くして危険な状態を察知する。

(10) 発達障がい等への共通理解

- ・ 特別支援学級に在籍する生徒、もしくは通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする生徒の中には、他の生徒との関わりの中で自分の思いや苦しさを表現することが困難な生徒も在籍していることを踏まえ、個別の指導計画を立てるなど、指導方針を共有する。
- ・ 外国人生徒や帰国生徒への理解を促進し、見守りと支援を行う。
- ・ 性同一性障がい等、性的マイノリティへの正しい理解を促進し、学校として必要な対応を周知する。
- ・ 東日本大震災等被災生徒の不安を理解し、心のケアを適切に行うとともに、いじめの未然防止や早期発見に努める。
- ・ 休み時間や清掃、給食の時間帯など学級担任が見守りきれない時間帯をカバーできるような指導体制づくりを行う。
- ・ 保護者との連携を密にし、家庭での発言内容や表情、行動の変化についての情報を共有し、対応に当たる。

(11) 校内研修の充実

- ・ 発達段階に応じたいじめの心理について研修を行う。
- ・ 特別な支援を必要とする生徒に関わる情報を、全教職員で共有できる機会を確保する。
- ・ 「チェックリスト」（別紙）を活用し、いじめを発見する際の観点を共通理解し、いじめを見逃さない教師の感性を磨く。

(12) 生徒、保護者、関係機関等への啓発

- ・ 入学時や年度始に生徒や保護者、関係機関等に本基本方針を説明する。
- ・ 授業参観や保護者懇談会、PTAの各種会議などにおいて情報提供や意見交換を行う。
- ・ 学校HP、学校・学年だより等により、いじめ防止対策や対応についての啓発を行う。
- ・ インターネットによるいじめについて、保護者に広く啓発して家庭での目配りを依頼する。

(13) 学校相互間の連携協力体制の整備

- ・ 小学校からの引継ぎを確実に行う。
- ・ 被害・加害生徒が複数校にまたがる場合には、被害生徒・保護者への支援及び加害生徒への指導、保護者への助言ができるように学校相互間の連携協力体制を整備する。

(14) 部活休養日の設定及び業務負担の軽減

- ・ 西条市内中学校の部活休養日申合せ事項を遵守するとともにICTの活用による業務負担の軽減などにより、生徒に向き合う時間と心のゆとりをつくる。

3 いじめの早期発見

(1) 生徒アンケート、個人面談

- ア 生徒に、いじめは被害者が訴えにくい実情を理解させ、定期アンケートや個人面談の重要性を周知する。
- イ 被害生徒や知らせてきた生徒の安全確保に全力を挙げる。
- ウ 被害者の自尊感情やプライバシーに配慮して、事実確認を行う。
- エ 被害生徒を守り抜く姿勢と配慮を徹底する
- オ いじめられる側にも問題があるという認識や発言は、いじめを深刻化させる。
- カ 「いじめ防止対策委員会」に必ず報告する。

(2) 指導体制の確立

いじめへの対応は校長を中心に全教職員が一致して、協力体制を確立することが重要である。一部の教員が問題を抱え込むのではなく、情報を共有し、組織的に対応することが何より必要である。

生徒に気になる変化が見られた場合、5 W 1 Hを必ず記録、蓄積し、他の教職員と情報を即時に共有できるようにしておく。

(3) 早期発見のための研修

- ・ 日記や教育相談により、生徒の声に耳を傾ける。
- ・ 昼休みや放課後、生徒の様子に気を配る。「生徒がいるところには必ず教職員がいる」ことを基本とし、生徒の人間関係の変化を注視する。
- ・ いじめについての職員研修を計画的に実施する。

(4) アンケート等調査の工夫

月1回の生活調査を原則とし、実態に応じて適時実施する。実施方法については、記名を原則とするが、無記名・持ち帰り等状況に応じて配慮する。

(5) 相談活動の充実

日常の学校生活の中で教職員と生徒の信頼関係を構築し、気軽に相談できる環境をつくる。また、定期テスト前の放課後などを利用し、定期的に教育相談週間を設けて、ハートなんでも相談員等と連携をしながら、全ての生徒を対象とした教育相談を実施する。

(6) 保護者との連携・情報の共有

保護者がいじめに気付いたとき、即座に学校へ連絡できるよう、保護者との信頼関係を構築する。そのためには、日頃から生徒のよい所や気になる所等、学校の様子について連絡し共有化を図る。

生徒や保護者から、直接申立てがあった場合は、重大事案に当たる可能性があることに留意して対応に当たる。

(7) 地域及び関係諸機関との連携

社会全体で生徒を見守り、健やかな成長を促すため、学校関係者と地域、家庭が連携した対策を推進する。また、被害生徒・保護者に対しての支援や加害生徒への指導、保護者への助言が十分な効果を得られない場合には、関係機関との適切な連携が必要である。ウイングサポートセンターや適応指導教室、警察や子ども・女性支援センター、児童生徒をまもり育てる協議会等との情報共有体制を構築する。

(8) インターネット等を通じて行われるいじめへの対応

インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処できるように必要な啓発活動として情報モラル研修会などを行ったり、授業でのICT活用に合わせて情報モラルの徹底を図ったりする。

4 いじめに対する処置

(1) 学校の対処

ア 事実確認・情報共有

- ・ いじめに関わる相談や情報を受けた場合、すみやかに事実の有無を確認する。
 - 被害・加害生徒の確認
 - 期間と場所の確認
 - 内容
 - 背景と要因

イ 「いじめ防止対策委員会」での対応

- ・ いじめ発生の事実が明らかになった場合は、緊急に「いじめ防止対策委員会」を開き、指導方針や教師の役割を決定する。
- ・ いじめの解消に向けた取組は、迅速な対応を基本とするため、いじめの情報を得た場合、即日対応を原則とする。ただし、いじめが重篤な場合や被害・加害生徒の意識にずれがある場合、把握した状況をもとに十分に協議し慎重に対応する。なお、把握した個人情報については、取扱いに十分注意する。

ウ 被害生徒・保護者に対する説明・支援

- ・ 事実が明らかになった時点で、直ちに家庭訪問を行い、学校で把握した事実を保護者に正確に伝える。学校は徹底して生徒を守り、支援していくことを伝え、対応の方針を具体的に示す。
- ・ いかなる理由があっても、いじめを許さず被害生徒を守る姿勢をとる。
- ・ 加害生徒との今後の関わり方などを具体的に指導し、支援を継続する。
- ・ 学校は安易に解決したと判断せず、経過を見守ることを伝え、いつでも相談できるように信頼できる教職員の連絡先を伝える。

エ 加害生徒、グループへの指導及び保護者への助言

- ・ いじめを行った背景を考えはするが、行った行為に対して毅然とした態度で指導する。また、いじめに至った心情やグループ内での立場等を振り返らせながら、今後の行動について考えさせ支援を行う。
- ・ 被害生徒のつらさに気付かせ、自分が加害者である自覚をもたせる。
- ・ 事情聴取後、家庭訪問もしくは保護者に来校していただき、具体的事実を詳しく時系列で伝える。その際は保護者同席の下、加害生徒に再度、事実確認を行う。
- ・ 保護者を一方的に批判することは避け、加害生徒への指導に対する理解と協力を求める。

オ 西条市教育委員会への報告・連絡・相談

- ・ 重大事案発生の場合は、西条市教育委員会に報告、相談する。
- ・ 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、西条市教育委員会及び警察署等と連携して対処する。

カ 安全処置（緊急避難等が必要な場合）

- ・ 被害生徒の状況に合わせた継続的な支援を行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行う。

キ 懲戒

- ・ 指導の十分な効果が得られず、被害生徒の心身の安全が保障されない恐れがある場合については、いじめ防止対策委員会と西条市教育委員会が連携し、出席停止等の懲戒処分を検討する。その場合には、出席停止の期間における学習支援など教育上必要な措置を講じ、当該生徒の立ち直りを支援する。

ク 出席停止

- ・ 出席停止の制度は、学校の秩序を維持し、他の生徒の教育を受ける権利を保障するという観点から設けられている。被害生徒の心身の安全が脅かされる場合等、被害生徒をいじめから守るために必要があれば、加害生徒の転学や退学についても弾力的に対応することと規定されている。保護者から転校等の申し出があれば、学校は柔軟に対応し、生徒の将来を見据えた指導を行う。

ケ 犯罪行為として取り扱われるべきと認められるとき

- ・ 学校でのいじめが、暴力行為や恐喝等、犯罪と認められる事案に関しては、西条市教育委員会及び警察署に相談して、連携して対応する。

コ 生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるとき

- ・ 生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに西条市教育委員会への連絡、警察署への通報を行い、適切に協力を求める。
- サ いじめの解消を見届け、確認する。
- ・ 安易にいじめが解決したと判断せず、確実に解消を見届ける。
- ・ いじめの解消している状態とは次の2つの条件が満たされているものをいう。

① いじめに係る行為の解消

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性から、更に長期の期間が必要と判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校の判断により、より長期の期間を設定するものとする。

② 被害者が心身の苦痛を受けていないこと

いじめが解消しているかどうかを判断する時点において、被害者がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害者本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害者を守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。「いじめ防止対策委員会」においては、いじめが解消に至るまで被害者の支援を継続するため、支援内容、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。また、いじめが解消している状態に至った後でも、いじめが過去にあったことを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめ被害者及び加害者については、日常的に注意深く観察する必要がある。

5 いじめ防止のための組織の設置

(1) 名称

「いじめ防止対策委員会」

(2) 構成員

校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、各学年主任、養護教諭、その他校長が必要と認める関係者

(3) 活動内容

- ア いじめの早期発見に関すること（アンケート調査、教育相談等）。
- イ いじめ防止に関すること。
- ウ いじめ事案への対応に関すること。
- エ 取組評価アンケートの実施・考察に関すること

(4) 開催

いじめの発生抑止のために適宜開催する。また、いじめ事案発生時には緊急開催とする。

6 重大事態への対処

(1) 重大事態とは

「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。例えば、

- 児童生徒が自殺を企図した場合
- 心身に重大な障害を負った場合
- 金品などに重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合
- いじめにより当該学校に在籍する児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき。等のケースが想定される。

「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、学校の設置者又は学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。また、児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

(2) 調査組織「いじめ調査委員会」を開く。

ア 構成員

いじめ防止対策委員会を母体とする。重大事態の性質に応じ、専門的知識及び経験を有する第三者の参加を図り、当該調査の公平性・中立性を確保する。

イ 対応

いじめ防止対策委員会でいじめに関する情報を収集し、共有する。

ウ 報告

- ・ 学校は、西条市教育委員会を通じて西条市長に事態発生について報告する。
- ・ 西条市教育委員会が重大事態の調査の主体を判断する。

エ 調査

学校を調査主体とした場合、いじめ防止対策委員会で事実関係を明確にするための調査を実施する。調査主体に不都合な事実が確認されたとしても隠蔽しない。

(ア) 被害生徒から聴取が可能な場合

被害生徒から十分に聴取するとともに、在籍生徒や教職員に対しても質問紙調査等を実施する。この際、被害生徒や情報提供者を守ることを最優先とする。

(イ) 被害生徒から聴取が不可能な場合

被害生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者と今後の調査について協議し、調査を実施する。

オ 調査結果の提供・報告

調査により明らかになった事実関係について、被害生徒・保護者に対して適切に情報を提供する。また、調査結果については西条市教育委員会に報告し、西条市教育委員会を通じて西条市長に報告する。

カ 事後措置、再発防止

義務教育段階の生徒に関して、西条市教育委員会と相談し出席停止措置の活用、被害生徒・保護者が希望する場合には就学校の指定の変更や区域外就学などの弾力的な対応を検討する。

また、被害生徒・保護者だけでなく全ての生徒・保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努める。

7 資料（チェック表、リーフ、法等）

- 文部科学省「いじめの防止等のための基本的な方針」
- 国立教育政策研究所「生徒指導リーフ」
- 学校教育法、学校教育法施行規則、いじめ防止対策推進法
- チェックリスト

8 学校評価

本基本方針の取組の実施状況を点検し、いじめの未然防止、早期発見、組織的な正しい対応に機能する体制づくりのため、次の2点を学校評価の項目に加え、取組を評価する。

ア いじめの早期発見に関する取組に関すること

イ いじめ発生後の対応に関すること

ウ いじめの再発を防止するための取組に関すること

9 ホームページでの公開について

いじめ防止基本方針について、ホームページ「河北中学校学校公式サイト」で公開する。

(別紙)

いじめ早期発見のためのチェックリスト

いじめが起こりやすい・起こっている集団
☐ 朝いつも誰かの机が曲がっている ☐ 教職員がいないと掃除がきちんできできない ☐ 掲示物が破れていたり落書きがあったりする ☐ グループ分けをすると特定の子が残る ☐ 班にすると机と机の間に隙間がある ☐ 特定の子どもに気を遣っている雰囲気がある ☐ 学級やグループの中で絶えず周りの顔色をうかがう子どもがいる ☐ 自分たちのグループだけでまとまり、他を寄せつけない雰囲気がある ☐ 些細なことで冷やかしたりするグループがある ☐ 授業中、教職員に見えないように消しゴム投げをしている
いじめられている生徒
● 日常の行動・表情の様子 ☐ わざとらしくはしゃいでいる ☐ おどおど、にやにや、にたにたしている ☐ いつもみんなの行動を気にし、目立たないようにしている ☐ 下を向いて視線を合わせようとしない ☐ 顔色が悪く、元気がない ☐ 早退や一人で下校することが増える ☐ 遅刻・欠席が多くなる ☐ 腹痛など体調不良を訴えて保健室へ行きたがる ☐ ときどき涙ぐんでいる ☐ 友だちに悪口を言われても言い返さなかったり、愛想笑いをしたりする
● 授業中・休み時間 ☐ 発言すると友だちから冷やかされる ☐ 一人でいることが多い ☐ 班編成の時に孤・しがちである ☐ 教室へいつも遅れて入ってくる ☐ 学習意欲が減退し、忘れ物が増える ☐ 教職員の近くにいたがる ☐ 教職員がほめると冷やかされたり、陰口を言われたりする
● 昼食時 ☐ 好きな物を他の生徒にあげる ☐ 他の生徒の机から机を少し離している ☐ 食事の量が減ったり、食べなかったりする ☐ 食べ物にいたずらされる
● 清掃時 ☐ いつも雑巾がけやごみ捨ての当番になっている ☐ 一人で離れて掃除をしている
● その他 ☐ トイレなどに個人を中傷する落書きが書かれる ☐ 持ち物や机、ロッカーに落書きをされる ☐ 持ち物が壊されたり、隠されたりする ☐ 理由もなく成績が突然下がる ☐ 部活動を休むことが多くなり、やめると言い出す ☐ 服に靴の跡がついている ☐ ボタンがとれたり、ポケットが破れたりしている ☐ 手や足にすり傷やあざがある ☐ けがの状況と本人が言う理由が一致しない ☐ 必要以上のお金を持ち、友だちにおごるなどする
いじめている生徒
☐ 多くのストレスを抱えている ☐ 家や学校で悪者扱いされていると思っている ☐ あからさまに、教職員の機嫌をとる ☐ 特定の生徒にのみ強い仲間意識をもつ ☐ 教職員によって態度を変える ☐ 教職員の指導を素直に受け取れない ☐ グループで行動し、他の生徒に指示を出す ☐ 他の生徒に対して威嚇する表情をする ☐ 活発に活動するが他の生徒にきつい言葉をつかう